

# 令和5年度 習志野市立こども園



## 預かり保育のご案内

習志野市こども部こども保育課

### 預かり保育とは

こども園の降園後や長期休業中、保護者の皆様の希望に応じ、在園児をこども園でお預かりし、保育することにより、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するものです。

### 実施園・定員について

習志野市立こども園の全園で実施しています。定員は定めていません。

### 対象児について

預かり保育を実施する園の在園児が対象です。

### 実施日・実施時間について

#### 1号認定のお子様について

- ① 継続4、5歳児は、始業式翌日から実施いたします。
- ② 3歳児、新入園児4、5歳児は、給食開始日から実施いたします。
- ③ 長期休業中は、市長が定める日において実施いたします。

#### 新2号認定のお子様について

- ① 継続4、5歳児、新入園児3、4、5歳児は、4月1日から（土日を除く）実施いたします。
- ② 卒園児は、卒園式の翌日から（土日を除く）3月31日まで実施いたします。
- ③ 長期休業中は、市長が定める日において実施いたします。

※実施時間は、降園後から午後5時までです。実施スケジュールは、原則として利用月の前の月にお知らせします。

※月曜日から金曜日まで実施します。ただし、祝日や市長が別に定める日は実施しません。

## 費用と納入方法について

1号認定の利用者には、1回450円(別途おやつ代20円)をご負担いただきます。

新2号認定の利用者は、1日450円限度とした月額11,300円まで無償となります。  
利用された費用は、翌月の末日に給食費と同一口座より引き落としになります。

長期休業中につきましては、半日(午前9時から午後1時)450円(別途給食費245円)、  
一日(午前9時から午後5時)900円(別途給食費245円とおやつ代20円)をご負担いただきます。

## お迎えについて

お迎えの際には名札をつけて来てください。なお、登録された方以外の方が代理でお迎えに来る場合は、あらかじめその旨を園にお知らせください。その際代理の方には免許証や保険証など身分を証明できるものをご提示いただきます。

なお、預かり保育終了後の園庭開放はしておりませんので、ご了承ください。

## 申込方法について

### 【申込について】

利用したい日の前月20日から利用日の3日前(土・日・祝日含まず)までに、「預かり保育利用申込書」を園長に提出してお申込みください。なお、申込書の用紙は、各こども園に置いてありますので、その場で記入し提出してください。

申込受付時間は、開園日の午前9時から9時30分です。電話での受付はしておりません。

### 【利用の可否について】

お申込みの結果は、園長が「預かり保育承諾・一部承諾・不承諾通知書」により決定し、後日通知します。

### 【登録カードの提出について】

利用が承諾された時は、「預かり保育利用者登録カード」に必要事項を記入し、園長に提出してください。

なお、登録カードの内容に変更が生じた時は、速やかにその旨を園長に届け出てください。

### 【利用を辞退する場合】

利用を辞退する時は、速やかに「預かり保育利用辞退届」を園長に提出してください。

預かり保育についてのお問い合わせは…

各幼稚園・こども園

習志野市こども保育課(TEL 453-5511)

